

(案)

令和8年度 四国森林管理局 本庁舎火災受信機等更新業務契約書

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和8年度 四国森林管理局 本庁舎火災受信機等更新業務に関して、下記条項により契約を締結したのでその証として、本書2通を作成し、甲乙双方、記名押印の上、各自1通を保有する。

契約条項

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務名称等)

第2条 業務は次のとおりとする。

- (1) 名称 令和8年度 四国森林管理局 本庁舎火災受信機等更新業務
- (2) 業務実施場所 四国森林管理局
- (3) 業務内容 仕様書による。
- (4) 契約期間 契約締結の日から令和9年1月29日
- (5) 契約金額 〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇〇円）

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(監督職員に対する協力等)

第4条 乙は、業務の実施について、監督職員の業務に協力し、その指示に従わなければならない。

(仕様書等に関する通知義務)

第5条 乙は、仕様書等によることができないとき、又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければ

ばならない。

(検査等)

第6条 乙は、仕様書等に定める業務（次項に定める手直しを含む。）が完了したときは、直ちに甲に通知し、検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査の結果、業務が仕様書等に適合しない場合において、甲がその手直しを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、乙は請負代金の増額を請求することができない。

(代金支払等)

第7条 乙は業務を完了し、前条に定める検査に合格したときは、適法な請求書により代金の支払を請求することができる。

2 甲は、乙から前項の規定による請求書類の提出を受けた場合で、これが適法なものであるときは、その提出を受けた日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

3 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）乙は、期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りではない。

(損害賠償)

第8条 乙が甲に損害を与えたとき（天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除く。）は、甲は乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償の金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙の履行遅延による違約金)

第9条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(契約解除等)

第10条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。この場合は、乙は違約金として請負経費相当額の100分の10を甲に支払うものとする。ただし、天災その他、不可抗力による場合は除く。

(1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなし、甲が認めたとき。ただし、この解約の効果は、既納部分には及ばないものとする。

(債権債務の相殺)

第 11 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙はその不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

- 2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は乙から遅延日数 1 日につき国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文及び第 37 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、本契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第 13 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(談合等の不正に係る解除)

第 14 条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全

部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員または使用人を含む。)が違反行為の首謀者とあることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(再委託の禁止)

第 16 条 乙は、契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(紛争の解決方法)

第 17 条 この契約に関し紛争が生じたときは、甲乙協議の上、選定する第三者の調停により解決するものとする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(暴力団排除の推進)

第 19 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

令和 8 年 月 日

甲 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号
 支出負担行為担当官
 四国森林管理局長 田中 晋太郎

乙

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 令和 8 年度 四国森林管理局 本庁舎火災受信機等更新業務
- (2) 場 所 四国森林管理局本庁舎 1 階（高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 3 0 号）

2 仕 様

- (1) 業務内容等
別紙 1 業務数量内訳書のとおり。
作業は土日祝日の閉庁日に行うこととする。作業日程については監督職員の承諾を得ることとする。
- (2) 関係者への届出等について
着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者とその他関係機関へ必要となる手続等は、四国森林管理局担当者と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用は全て受注者の負担とする。

3 その他

- (1) 施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に四国森林管理局担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、完成確認を受けること。
- (2) 本業務に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (3) 調査等において重大な不良個所が判明した場合は、速やかに発注者へ報告し指示を受けること。
- (4) 施工に必要な水、電力等の使用は四国森林管理局担当者と協議すること。
- (5) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて打合せを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに監督職員と協議して対応するものとする。

業務数量内訳書

件名 令和8年度 四国森林管理局 本庁舎火災受信機等更新業務

業務名称	数量	単位	単価	金額
火災受信機等更新				
P型1級受信機20回線	1	台		
副受信機20回線	1	台		
P型1級発信機埋込型	8	個		
消耗品雑材料費	1	式		
電気工事費	1	式		
消防申請及び立会検査費	1	式		
試験調整費	1	式		
諸経費	1	式		
L2回線改修				
電線	100	m		
プラモール	1	式		
消耗品雑材料費	1	式		
点検口取付工事費	1	式		
電気工事費	1	式		
試験調整費	1	式		
諸経費	1	式		
小計				
消費税				
合計				